



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成7年3月2日	不動産番号	0118000621335
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所 在	葛飾区四つ木五丁目			[余白]	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1745番15	池沼		8:68	1745番2から分筆 〔昭和52年6月30日〕	
[余白]	公衆用道路	[余白]	:	②昭和52年5月25日変更 〔平成5年10月4日〕	
[余白]	[余白]	[余白]	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成7年3月2日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成5年9月16日 第58561号	原因 平成5年9月16日売買 共有者 葛飾区東堀切一丁目21番5号 持分10分の6 橋 本 昌 敏 葛飾区東堀切一丁目21番5号 10分の4 橋 本 ナ ツ 順位4番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人表示変更	平成14年11月21日 第80918号	原因 平成9年3月12日住所移転 共有者橋本昌敏の住所 葛飾区東堀切一丁目19番18号
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成7年3月2日
2	橋本ナツ持分全部移転	平成23年10月3日 第62199号	原因 平成23年1月5日相続 共有者 葛飾区東堀切一丁目19番18号 持分10分の4 橋 本 健 児
3	橋本昌敏持分全部移転	平成28年4月8日 第23239号	原因 平成27年7月20日相続 所有者 東京都葛飾区東堀切一丁目19番18号 持分10分の6 橋 本 健 児
4	所有権移転	平成28年6月13日 第37824号	原因 平成28年5月31日売買 所有者 東京都葛飾区東堀切一丁目21番5号 株式会社ファミリーツリー

権 利 部 (乙 区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	根抵当権設定	平成5年9月22日 第59946号	原因 平成5年9月22日設定 極度額 金2,000万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 葛飾区東堀切一丁目21番5号 橋 本 昌 敏 根抵当権者 千代田区九段南一丁目3番1号 株 式 会 社 さ く ら 銀 行 (取扱店 お花茶屋支店) 共同担保 目録(第9105号) 順位3番の登記を移記
付記1号	1番根抵当権移転	平成14年11月21日 第80919号	原因 平成13年4月2日合併 根抵当権者 千代田区有楽町一丁目1番2号 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 (取扱店 お花茶屋支店)
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成7年3月2日
2	1番根抵当権抹消	平成14年11月21日 第80920号	原因 平成14年11月21日解除

共同担保目録			
記号及び番号		調製	
(㊄)第9105号		平成7年7月6日	
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
1	葛飾区四つ木五丁目 1745番5の土地	1	平成14年11月21日受付第80920号抹消
2	葛飾区四つ木五丁目 1745番15の土地	1	平成14年11月21日受付第80920号抹消
3	葛飾区四つ木五丁目 1745番地5 家屋番号 1745番5の建物	1	平成14年11月21日受付第80920号抹消
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第3条の規定により移記 平成7年7月6日
	[余白]	[余白]	平成14年11月21日全部抹消

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。